

郡山市総合治水対策連絡協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 近年の降雨形態の変化及び都市化の進展に伴う都市型水害の発生による浸水被害の軽減を図り、もって住民が安心して暮らせるよう地域における安全度の向上に資する総合治水対策を推進するために本市の総合治水対策における事業評価や課題等を整理するに当たり、関係者及び有識者から意見を聴取するために開催する郡山市総合治水対策連絡協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の構成等)

第2条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 治水対策に関して識見を有する者
- (2) 本市に本店、支店、事務所等を有する企業又は団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員への依頼期間は2年とする。

3 協議会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名するものが会議を進行する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、建設構想部河川課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。